

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	ピーシー橋梁株式会社（代表取締役社長 宇佐美雅弘）
登録業種	建設工事部門
住所	東京都港区新橋6-17-19

2. 措置期間

平成22年6月10日～平成23年9月9日（15カ月）

3. 事実概要

当該人を含む10社は、福島県、国土交通省関東地方整備局及び国土交通省近畿地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、それぞれ独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成22年5月26日、公正取引委員会から同意審決を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第4の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【基準等別表第4の2】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12カ月以上 24ヶ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字一丁田二2番1
電話 024-585-2114(直通)

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	株式会社日本ピーエス（代表取締役社長 室孝士）
登録業種	建設工事部門
住所	福井県敦賀市若泉町3

2. 措置期間

平成22年6月10日～平成23年9月9日（15カ月）

3. 事実概要

当該人を含む10社は、福島県、国土交通省関東地方整備局及び国土交通省近畿地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、それぞれ独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成22年5月26日、公正取引委員会から同意審決を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第4の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【基準等別表第4の2】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12カ月以上 24ヶ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字一丁田二2番1
電話 024-585-2114(直通)

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	昭和コンクリート工業株式会社（代表取締役社長 村瀬恒治）
登録業種	建設工事・製造部門
住所	岐阜県岐阜市香蘭1-1

2. 措置期間

平成22年6月10日～平成23年9月9日（15カ月）

3. 事実概要

当該人を含む10社は、福島県、国土交通省関東地方整備局及び国土交通省近畿地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、それぞれ独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成22年5月26日、公正取引委員会から同意審決を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第4の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【基準等別表第4の2】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12カ月以上 24ヶ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字一丁田二2番1
電話 024-585-2114(直通)

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	株式会社安部日鋼工業（代表取締役社長 高橋泰之）
登録業種	建設工事部門
住所	岐阜県岐阜市六条大溝3-13-3

2. 措置期間

平成22年6月10日～平成23年9月9日（15カ月）

3. 事実概要

当該人を含む10社は、福島県、国土交通省関東地方整備局及び国土交通省近畿地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、それぞれ独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成22年5月26日、公正取引委員会から同意審決を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第4の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【基準等別表第4の2】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12カ月以上 24ヶ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字一丁田二2番1
電話 024-585-2114(直通)

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	東日本コンクリート株式会社（代表取締役社長 木口秀光）
登録業種	建設工事部門
住所	宮城県仙台市青葉区中央1-6-30

2. 措置期間

平成22年6月10日～平成23年9月9日（15カ月）

3. 事実概要

当該人を含む8社は、福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、それぞれ独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成22年5月26日、公正取引委員会から同意審決を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第4の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【基準等別表第4の2】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12カ月以上 24ヶ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字一丁田二2番1
電話 024-585-2114(直通)